

平成28年1月から

『マイナンバー』の利用が始まります

マイナンバー制度とは？

- ・社会保障・税・災害対策の分野において、行政の効率化と透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するために活用されます。
- ・平成28年1月からのマイナンバー利用開始の前に、平成27年10月から一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が通知されます。
- ・なお、希望者には個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。



愛称：マイナちゃん

マイナンバー制度導入後は？

- ・みなさんが窓口で提出する書類が簡素化されます。
- ・「所得」や「サービスの受給状況」などの正確な把握が可能となり、本当に困っている人にきめ細かな支援ができることや負担の公平化が図られます。
- ・社会保障や税、災害対策の分野において情報連携が円滑になり各種行政事務の効率化が図られます。

個人番号（マイナンバー）

- ・平成28年1月から、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税手続きなど、法令で定められた事務に限って利用できます。また、税の申告書や健康保険の加入届などにマイナンバーの記載が必要となります。
- ・民間事業者においても社会保障、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限りマイナンバーを取り扱います。
- ・不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

個人情報保護

- ・マイナンバーは、法律に定められた社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関や民間事業者などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象となります。
- ・市がマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際は、利用方法やリスク対策などについて事前に公表します。

★詳しくは、**マイナンバー** で検索

内閣府 ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

通知カード

- ・平成27年10月から住民票を有するすべての人へ、住民票記載の住所にマイナンバーを通知する「通知カード」が郵送されます。

個人番号カード

- ・取得は任意ですが、「個人番号カード」は本人確認書類として利用できるほか、^{インターネット}e-Taxなどのサービスに利用できる予定です。
- ・交付を希望される人は、通知カード郵送時に同封された申請書を郵送することにより、平成28年1月から市の窓口にて交付を開始します（なお交付には通知カードが必要です）。
- ・カードには、表面に氏名、住所、生年月日、本人写真、裏面に個人番号が記載され、ICチップにも同じ情報が記録されますが、所得などの個人情報は一切記録されません。
- ・なお、現在の住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの取得を希望される人は、発行時に住民基本台帳カードを回収します（両方は所有できません）。

